

入 札 説 明 書

「鳴門教育大学(高島)ライフライン再生Ⅱ(雨水排水)工事」に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年6月2日

2 発注者

国立大学法人鳴門教育大学長
佐 古 秀 一

3 工事概要等

- (1) 工 事 名 鳴門教育大学(高島)ライフライン再生Ⅱ(雨水排水)工事
- (2) 工事場所 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地 鳴門教育大学高島団地構内
- (3) 工事内容 別冊図面及び仕様書のとおり。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和5年12月27日
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ(<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>)の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。
なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願(別記様式1)を鳴門教育大学総務部施設課施設総務係に対し、下記8(1)①に掲げる日までに提出して行うものとする。
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(実績評価型)を実施する工事である。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人鳴門教育大学契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和5、6年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)の記2の等級が、B、C又はD等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 下記6(3)に掲げる総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了した、官公庁等において発注された管径が150Φ以上の屋外排水管敷設を50m以上含む工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 1級建築士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で

あること。

- ④ 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は鳴門教育大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
4) 組合の理事
5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害される場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、三重県、滋賀県、和歌山県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。

- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
 - (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社 四電技術コンサルタント

- (2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、

(イ) については、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
・評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

- ① 企業の技術力
 - (イ) 企業の施工能力
 - ・同種工事の施工実績
 - ・工事成績
 - (ロ) 配置予定技術者の能力
 - ・同種工事の施工経験
 - ・工事成績
- ② 企業の信頼性・社会性
 - (イ) 法令順守（コンプライアンス）
 - ・事故及び不誠実な行為
 - (ロ) 地域精通度
 - ・地理的条件（緊急時の施工体制）
 - (ハ) ワーク・ライフ・バランス等の推進
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

7 担当部局

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
国立大学法人鳴門教育大学総務部施設課施設総務係
電話 088-687-6058
FAX 088-687-6088

8 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、国立大学法人鳴門教育大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和5年6月2日（金）から令和5年6月15日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の6月15日（木）は、12時00分まで）。
- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により行うものとする。提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）
電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認した

ものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 申請書は、紙により申請書を提出する場合には、別記様式2により作成すること。
- (3) 資料は、次に掲げるところに従い、別記様式3、別記様式4及び別記様式5により作成すること。

なお、①同種工事の施工実績及び②配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成20年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成し引渡しが行われているものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績（別記様式3）

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

② 配置予定の技術者（別記様式4）

上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。

なお、申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記6(3)「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格及び同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

③ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式5）

ワーク・ライフ・バランス等の取得状況について記載し、取得している場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

必要に応じて実施する。

- (5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年6月29日（木）に電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(6) その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 国立大学法人鳴門教育大学長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人鳴門教育大学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求められることができる。
 - ① 提出期限：令和5年7月6日（木）17時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- (2) 国立大学法人鳴門教育大学長は、説明を求められたときは、令和5年7月13日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和5年6月2日（金）から令和5年6月8日（木）までの9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の6月8日（木）は、12時00分まで）。
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）することにより提出するものとする。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおり
ホームページ（<http://www.naruto-u.ac.jp/information/08/017/publication.html>）等により閲覧に供する。
期間：令和5年6月9日（金）から令和5年6月15日（木）

11 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：令和5年7月13日（木）12時00分まで
（受付開始は、令和5年7月12日（水）9時00分より。）
- (2) 入札場所：〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
国立大学法人鳴門教育大学
総務部施設課施設総務係（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和5年7月14日（金）9時30分
- (4) 開札場所：〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
国立大学法人鳴門教育大学本部棟3階
第2会議室（電子入札システム）
- (5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。
なお、立ち会いの際には、国立大学法人鳴門教育大学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行うものは、上記7に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、国立大学法人鳴門教育大学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。
また、上記の保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、国立大学法人鳴門教育大学長が認めた措置を講ずることができる。

14 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額、法定福利費等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。提出した工事費内訳書について国立大学法人鳴門教育大学長が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各号に該当する場合については、競争加入者心得について第30第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。
なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
- (4) 国立大学法人鳴門教育大学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得についてにおいて示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、国立大学法人鳴門教育大学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人鳴門教育大学契約事務取扱細則第14条の規定に基づいて作成された予定

価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人鳴門教育大学契約事務取扱細則第24条第1項第1号に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同則第24条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

18 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

19 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内で支払うものとする。

22 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

23 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、国立大学法人鳴門教育大学長に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先：上記7に同じ。

② 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

- (2) 国立大学法人鳴門教育大学長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により回答する。

24 再苦情申立て

国立大学法人鳴門教育大学長からの競争参加資格がないと認めた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記9(2)又は23(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により国立大学法人鳴門教育大学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

25 関連情報を入手するための照会窓口
上記7に同じ。

26 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得について及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得についてを遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (6) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (8) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
 - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。
- (10) 契約に至った場合には、発注者に誓約書を提出するものとする。(初回のみ)

別表

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

別記様式 1

紙 入 札 方 式 参 加 承 諾 願

1. 工事名 鳴門教育大学(高島)ライフライン再生Ⅱ(雨水排水)工事
2. 電子入札システムでの参加ができない理由 (必須)

上記工事は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

令和 年 月 日

住 所
法 人 名 等
代 表 者 氏 名

印

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和5年6月2日付けで公告のありました「鳴門教育大学(高島)ライフライン再生Ⅱ(雨水排水)工事」に係る競争参加資格について、競争参加資格を確認されたく、下記の書類を添付し申請します。

なお、以下の1から6について誓約します。

1. 国立大学法人鳴門教育大学契約事務取扱細則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
3. 入札説明書に記載する本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
4. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
5. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
6. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

- 1 入札説明書 記8(3)①に定める同種工事の施工実績を記載した書面（別記様式3）
- 1 入札説明書 記8(3)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面（別記様式4）
- 1 入札説明書 記8(3)③に定めるワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式5）

注) なお、返信用封筒として、表に申請書の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404円）の切手を貼った長3封筒を申請書とあわせて提出してください。ただし、電子入札システムで申請を行った場合は、不要です。

別記様式 3

同種工事の施工実績
(鳴門教育大学(高島)ライフライン再生Ⅱ(雨水排水)工事)

会社名: _____

同種工事の判断基準		平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、官公庁等において発注された管径が150Φ以上の屋外排水管敷設を50m以上含む工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。				
工事名称等	工事名称					
	発注者名					
	施工場所	(都道府県名・市町村名)				
	契約金額	(円)				
	工期	平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日				
	受注形態等	単体／共同企業体（出資比率 %）				
工事概要	建物用途					
	構造・階数					
	建物規模	(㎡)				
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号 _____） ・ 無				
	工事内容	(工事の内容を具体的に記載する。)				
工事成績 (令和3年度以降に完成した同種・類似工事の工事成績評定点を記入すること)	工事名称	工期	発注者	CORINS番号	評定点	
		～			点	

- 注) 1. 必ず同種工事が確認できる資料等を添付すること。
 2. 工事内容及び範囲の判る設計図書等を添付すること。
 3. CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合はCORINS登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
 4. 工事成績評定点の欄に点数を記載した場合は、工事成績評定通知書及び別表（評定項目別評定点）の写しを添付する。

別記様式 4

配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験
(鳴門教育大学(高島)ライフライン再生Ⅱ(雨水排水)工事)

会社名： _____

配置予定技術者の従事役職・氏名		(例) 主任(監理)技術者 氏名〇〇〇〇			
法令による資格・免許		(例) 1級建築施工管理技士(取得年) 2級建築施工管理技士(取得年) 主任(監理)技術者資格(取得年、登録番号) 主任(監理)技術者講習(取得年、修了証番号)			
同種工事の判断基準		平成20年度以降に、元請として完成・引渡し完了した、官公庁等において発注された管径が150Φ以上の屋外排水管敷設を50m以上含む工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)			
工事の経験の概要	工事名称				
	発注者名				
	施工場所	(都道府県名・市町村名)			
	契約金額	(円)			
	工期	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日			
	従事役職	(現場代理人、主任技術者、監理技術者等)			
	工事内容	(工事の内容を具体的に記載する。)			
	CORINSへの登録	有(CORINS登録番号)・無			
申請時における他工事の従事状況等	工事名	〇〇庁新営その他工事(無い場合は「無し」と記入)			
	発注機関名	〇〇〇〇			
	工期	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日			
	従事役職	(現場代理人、主任技術者、監理技術者等)			
	本工事と重複する場合の対応措置	(例) 本工事に着手する前の 月 日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能			
工事成績 (平成31年度以降に完成した同種・類似工事の工事成績評定点を記入すること)	工事名称	工期	発注者	CORINS番号	評定点
		~			点

1. 公告において明記した資格があることを判断できる資料等(資格・免許の写し)を添付すること。
2. 申請時における他工事の従事状況は、申請時に、従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。
3. CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合はCORINS登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。また、当該技術者が担当した技術内容が判る、当該工事の施工計画書の表紙及び現場組織図等を添付すること。
4. 工事内容及び範囲の判る設計図書等を添付すること。
5. 工事成績評定点の欄に点数を記載した場合は、工事成績評定通知書及び別表(評定項目別評定点)の写しを添付する。

別記様式5

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

(鳴門教育大学(高島)ライフライン再生Ⅱ(雨水排水)工事)

会社名: _____

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)	有 ・ 無
次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	有 ・ 無
青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)	有 ・ 無

注1 有・無のいずれかに○をつけること。

注2 認定を受けていることを証明できる資料を添付すること。

注3 外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

